

樹木粉碎機の貸出し（お知らせ）

大山町役場

～立木竹整備・森林資源活用のすすめ～

立木竹の整備や森林資源の活用を進めるため、樹木粉碎機の貸出しを11月から始めました。みなさん有効にご活用ください。

1. 貸出対象者 自治会等、森林所有者
2. 粉碎対象 木、竹
3. 貸出機種

自走式 樹木粉碎機	最大 処理径	サイズ (全長×全幅×全高)	重量	貸出 台数	備考
G S 122GB	12.5 cm	162cm×73cm×127cm	345 k g	2 台	軽トラック積載可
G S 220G	15.0 cm	180cm×106cm×173cm	680 k g	1 台	

4. 貸出期間 最大10日間
5. 賃借料 (1) 自治会等（団体）は無料。
(2) 森林所有者（個人）は次のとおり使用日数に応じて有料。
G S 1 2 2 G B…2, 200円/日, G S 2 2 0 G…2, 750円/日
※その他、機械の運搬・燃料費は使用者の負担となります。
6. 申込方法 事前に役場（農林水産課）へ申請書兼誓約書(※)の提出をお願いします。
[(※)農林水産課、総務課、大山支所総合窓口課に備付け又は大山町ホームページから入手できます]
7. 樹木粉碎機の使用イメージ

G S 1 2 2 G B



G S 2 2 0 G



8. 粉碎チップ活用例（イメージ写真）

①燃料



②堆肥、土壌改良材



③家畜の敷料



④防草材

